

年次報告書(概要)

令和8年7月
参議院情報監視審査会

報告書の趣旨

参議院情報監視審査会規程第22条第1項において、
審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、
会長から議長に提出するものと規定されていることに基づくもの

報告書の対象期間

令和7年5月1日から令和8年6月1日までの活動を対象

調査の経過及び結果

[調査の経過]

年月日	調査の概要
令7.11.26	・政府の特定秘密年次報告及び重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について、小野田国務大臣から説明聴取(※1)
12.8	・政府の特定秘密年次報告について、内閣官房(内閣情報調査室)から補足説明聴取・質疑 ・審査会の年次報告書における指摘事項に係る政府の対応について、内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑 ・重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について、内閣府から補足説明聴取・質疑 ・特定秘密管理監報告について、内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑
令8.3.5 3.10	・特定秘密の管理(※2)について、防衛省から説明聴取・質疑 ・審査会の年次報告書における指摘事項に係る防衛省の対応について、同省から説明聴取・質疑 ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、特定秘密を指定している13行政機関から説明聴取・質疑 ・特定秘密運用基準の一部変更について、内閣官房(内閣情報調査室)から報告聴取
5.18	・内閣衛星情報センター(東京都)への委員派遣(特定秘密の提示あり)
6.1	・小野田国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑

(※1)令和7年5月16日に施行された国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第34号)により、審査会は、行政における特定秘密保護制度の運用の常時監視に加え、行政における重要経済安保情報保護活用制度の運用を常時監視することとされた。

(※2)令和7年12月に公表された特定秘密に係る情報保全事案

[主な指摘事項](概要)

審査会における議論を踏まえ、政府に対し、以下のとおり指摘

1. 特定秘密の範囲が適切なものとなっているか審査会が判断するに足る十分な説明等の実施
2. 不正持出しやヒューマンエラーに起因する事案の発生を防止するための政府全体における情報保全の高度化の推進
3. 特定秘密保護制度の運用改善を踏まえた重要経済安保情報保護活用制度の適正な運用、重要経済安保情報の指定等についての詳細かつ丁寧な説明の実施
4. 内閣府独立公文書管理監の検証・監察における特定秘密と重要経済安保情報の適切な区別、情報保全監察室の体制強化等の推進

委員派遣／特定秘密の提出・提示の要求

令和8年5月18日、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センター(東京都)への委員派遣を実施(特定秘密の提示あり)

[提示を受けた特定秘密の概要]

- 画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報
- 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報
- 情報収集衛星に係る暗号に関する情報

審査の経過及び結果

委員会等から審査の要求・要請はなし